

市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 6 日

久喜市長

貴志信智

久喜市規則第 4 3 号

市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

別紙のとおり

市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成22年久喜市規則第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市長の所管する行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則

第2条第1項及び第2項を次のように改める。

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(2) 電子証明書 申請等をする者又は市の機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、久喜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成22年久喜市条例第18号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げ、本則に次の1条を加える。

（申請等に係る添付書面等の省略）

第7条 条例第8条に規定する規則で定める書面等及び措置については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。